

議案第五十五号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のおり特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成二年六月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年六月二十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

二三円	一、九〇〇円	八、九〇〇円	九、九〇〇円	一、九〇〇円
-----	--------	--------	--------	--------

を
三七円
二、六〇〇円
一一、八〇〇円
一三、一〇〇円
二、六〇〇円
に、

九三、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円	一三二、〇〇〇円	一六三、〇〇〇円	二一七、〇〇〇円
---------	----------	----------	----------	----------

二二八、〇〇〇円	二四四、〇〇〇円	二八三、〇〇〇円
----------	----------	----------

を

一二六、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円	一七八、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二九二、〇〇〇円
----------	----------	----------	----------	----------

三〇六、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円	三八一、〇〇〇円
----------	----------	----------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例別表第二の一の規定(着後手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。